

新潟市花育マスター登録制度実施要綱

(目的)

第1条 花とみどりに関する優れた知識、技術、技能及び経験を有する人材を「新潟市花育マスター」（以下「花育マスター」という。）として登録し、学校、職場、市民団体等（以下「団体等」という。）の要請に応じて、団体等が実施する花育活動における講師、インストラクター、指導者等として派遣することにより、市民活動としての花育の推進と花育推進にかかる人材の育成を図る。

(花育マスターの登録対象)

第2条 花育マスターは、次の要件を満たす者とする。

- (1) 新潟県内に在住する者
- (2) 花とみどりに関する知識、技術、技能及び経験を有し、花育活動の普及啓発に熱意のある者
- (3) 本要綱の趣旨を理解し進んで協力する意志のある者

(登録手続等)

第3条 花育マスターの登録を受けようとする者（以下「申請者」という。）は市長あてに申請書（別記様式第1号）を提出するものとする。

- 2 市長は、前項の申請があったときは、その内容を審査し、登録を決定したときは、登録通知書（別記様式第2号）により、登録しないと決定したときは登録不承諾通知書（別記様式第3号）により申請者に通知するものとする。
- 3 市長は、前項により決定した登録者について、氏名その他必要な事項について登録簿を作成し管理するものとする。

(登録期間)

第4条 登録の有効期間は、登録した日から2年を経過した日以降最初の3月31日までとする。

(登録の更新)

第5条 花育マスターの登録を更新する場合、登録を受けた者は有効期間満了の1ヶ月前までに申請書（別記様式第1号）を新たに市長に提出するものとする。

- 2 第3条第2項の規定は、前項の登録更新について準用する。

(登録の取り消し等)

第6条 市長は、登録を受けている者が次の各号の一つに該当すると認めるときは、当

該登録を取り消すものとする。

- (1) 登録された花育マスターから登録抹消の申し出があったとき。
- (2) 花育マスターとしての活動ができなくなったと認められるとき。
- (3) その他市長が特に必要と認めるとき。

(登録簿の公表)

第7条 市長は登録簿を広く一般に公表し、花育マスター登録制度の周知を図るものとする。

附 則

この要綱は、平成21年10月14日から実施する。

新潟市花育マスター登録申請書

平成 年 月 日

(あて先) 新潟市長

ふりがな 氏名		印	性別 男・女	生年月日	T・S・H 年 月 日
自宅住所等	〒			TEL () - - FAX () - - 携帯 - - E-mail:	
勤務先				役職	
勤務先住所等	〒			TEL(代表)() - - (直通)() - - FAX() - - E-mail:	
	URL				
連絡を取る場合の連絡先	自宅	勤務先			
得意分野	該当するものすべてに○をつけてください。特に得意とするものには◎をつけてください。				
1 花卉園芸	a 花木 b 草花 c 観葉植物 d 山野草 e ハーブ f 果樹 g 野菜 h 盆栽 i 生け花 j ガーデニング k その他 ()				
2 土壌・肥料	a 園芸用土 b 土壌改良 c 肥料全般 d その他 ()				
3 病害虫	a 病害虫 b 農薬 c その他 ()				
4 育苗	a 樹木生産 b 花卉生産 c 育種 d その他 ()				
5 その他	a フラワーアレンジ b ビオトープ c 自然環境 d 造園 e 緑化 f その他 ()				
これまで実施したことのある講座・実習	(花と緑に関連したもの。)				
資格等	(花と緑に関連したもの)				
経歴等	(最終学歴及び花と緑に関わるもの)				

別記様式第 2 号

新潟市花育マスター登録通知書

平成 年 月 日

様

新潟市長

平成 年 月 日付けで登録申請のあった内容について、審査の結果、適当であると判断したので、下記のとおり登録します。

登録番号

登録年月日 平成 年 月 日

登録期間 平成 年 月 日～平成 年 3 月 3 1 日

別記様式第3号

新潟市花育マスター登録不承諾通知書

平成 年 月 日

様

新潟市長

平成 年 月 日付けで申請のあった内容について、審査の結果下記の理由により承認することができませんので通知します。

記

理 由